３　介護報酬改定内容（サービス毎）

訪問看護

③　退院当日の訪問看護

退院当日の訪問看護について、利用者のニーズに対応し在宅での療養環境を早期に整える観点から、主治の医師が必要と認める場合は算定を可能とする。

○ 医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院を退院・退所した日について、厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第六号)にある利用者に加え、主治の医師が必要と認めた利用者に訪問看護費を算定できることとする。
※短期入所療養介護サービス終了日(退所・退院日)も同様の取扱い。

参考：厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第六号)
イ　在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
ロ　以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
ハ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
ニ　真皮を超える褥瘡の状態
ホ　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められた状態(在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者)

④　看護体制強化加算の見直し

看護体制強化加算について、医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える観点や訪問看護の機能強化を図る観点から見直しを行う。

＜現行＞	＜改定後＞
（訪問看護の場合） 看護体制強化加算（Ⅰ）　600単位／月 看護体制強化加算（Ⅱ）　300単位／月 （介護予防訪問看護の場合） 看護体制強化加算　300単位／月	（訪問看護の場合） 看護体制強化加算（Ⅰ）　550単位／月 看護体制強化加算（Ⅱ）　200単位／月 （介護予防訪問看護の場合） 看護体制強化加算　100単位／月

④　看護体制強化加算の見直し

〇要件について、以下の見直しを行う（訪問看護、介護予防訪問看護共通）

・算定日が属する月の前６月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合について、「100分の30以上」から「100分の20以上」に見直し
・（介護予防）訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が６割以上であることとする要件を設定（令和５年４月１日施行）

※ 令和5年3月末日時点で看護体制強化加算を算定している事業所であって、急な看護職員の退職等により看護職員６割以上の要件を満たせなくなった場合においては、指定権者に定期的に採用計画を提出することで、採用がなされるまでの間は同要件の適用を猶予する。

③　サービス提供体制強化加算の見直し

訪問看護

サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。

資格・勤続年数要件

＜現行＞			＜改定後＞	
		新設	加算（Ⅰ）	勤続7年以上の者が30%以上　6単位/回
	勤続3年以上の者が30%以上　6単位/回	⇒	加算（Ⅱ）	勤続3年以上の者が30%以上　3単位/回

③　訪問看護の機能強化

訪問看護の機能強化を図る観点から、理学療法士等によるサービス提供の状況や他の介護サービス等との役割分担も踏まえて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護や介護予防訪問看護について評価や提供回数等の見直しを行う。

	＜現行＞	＜改定後＞
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	297単位 介護予防　287単位	293単位 介護予防　283単位
1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合の評価	1回につき100分の90 に相当する単位数を算定	1回につき100分の50 に相当する単位数を算定

利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき５単位を減算する（新設）

○ 理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。
○ 対象者の範囲
理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加。

⑫　サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

ア　訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する。

イ　同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。（居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）

介護給付費算定等に係る体制等状況一覧表
提出が必要となる場合

13　訪問看護

LIFEへの登録　→　「２　あり」の場合

サービス提供体制強化加算　→　加算Ⅰ（イ及びロの場合）
加算Ⅰ（ハの場合）
を算定する場合

※報酬改定以外の要因により，体制等に変更がある場合は，提出が必要。

介護給付費算定等に係る体制等状況一覧表
提出が必要となる場合

63　介護予防訪問看護

LIFEへの登録　→　「２　あり」の場合

サービス提供体制強化加算　→　加算Ⅰ，加算Ⅱを取得する場合

※報酬改定以外の要因により，体制等に変更がある場合は，提出が必要。